

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年6月24日

契約担当官
大阪出入国在留管理局長 本針 和幸

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 災害用備蓄飲料水（5年保存水）の物品取引契約
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和7年8月29日（金）
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
担当：大阪出入国在留管理局関西空港支局総務課 瀧本
電話：072-455-1453
E-mail:kix-soumu@i.moj.go.jp

4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間

令和7年6月24日（火）から同年7月7日（月）まで（土・日、祝祭日を除く。）の9時00分から17時00分まで。

- (2) 交付場所

上記3の場所において交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記3の問合せ先に電話にて連絡すること。

5 質問書の受領期限及び提出場所

- (1) 受領期限

令和7年6月27日（金） 17時00分

- (2) 提出場所

上記3の場所に持参若しくは郵送（提出期限内必着。）又はメールアドレス宛て電子メールで提出すること。

なお、持参以外の方法により提出した場合は必ずその旨電話連絡すること。

6 提出書類等

- (1) 提出書類

履行証明書（別添様式）

- (2) 提出期限

令和7年7月7日（月） 17時00分

- (3) 提出場所

上記5（2）に同じ

7 見積書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限

令和7年7月10日（木） 17時00分

- (2) 提出場所

上記5（2）に同じ。

8 見積合わせの日時

令和7年7月11日（金） 10時00分

9 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

11 契約保証金の納付

不要

12 契約書又は請書の作成の要否

請書の作成を要する。

13 その他

- (1) 詳細は、大阪出入国在留管理局オープンカウンター実施要領（以下「実施要領」という。）による。

- (2) 実施要領第7条第1項及び第2項において「最も安価な」とあるものは、「最も高価な」に読み替えるものとする。

- (3) 実施要領第9条第2号の要件について、本件では求めないものとする。